

令和元年12月12日
福祉部介護保険課

介護保険料の軽減について

1 改正の経過と予定

国は、本年10月に実施した消費税率10%への引き上げに合わせて、消費税による公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減強化を実施するとして、本年3月29日に「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」を公布した。

これに対応して、本区では、本年4月11日に、今年度の保険料を一部改正する条例改正を専決処分により行った。

さらに、国は、来年度以降の軽減強化の完全実施時における軽減幅については、改めて政令改正を行うことを予定している。

2 軽減強化の内容

○国が予定している完全実施時の軽減幅

第1段階：△0.15 第2段階：△0.25 第3段階：△0.05

※軽減強化前の平成30年度の保険料率に対する軽減幅

○江東区の月額保険料と保険料率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (完全実施予定)
第1段階	2,430円 0.45	2,025円 (△405円) 0.375 (△0.075)	1,620円 (△405円) 0.30 (△0.075)
第2段階	3,510円 0.65	2,835円 (△675円) 0.525 (△0.125)	2,160円 (△675円) 0.40 (△0.125)
第3段階	3,780円 0.70	3,645円 (△135円) 0.675 (△0.025)	3,510円 (△135円) 0.65 (△0.025)

() 内は増減

3 今後の対応

本区としては、国の介護保険料の軽減に関する政令改正の動向を注視しつつ、来年度の保険料を軽減する予定である。

介護保険料 第7期（平成30～令和2年度）

段階	対象者	保険料率	上段：月額 下段：年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人	0.375	2,025円
			24,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額120万円以下の人	0.525	2,835円
			34,020円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額120万円を超える人	0.675	3,645円
			43,740円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.85	4,590円
			55,080円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人かつ第4段階に該当しない人	1.0	5,400円
			64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	1.15	6,210円
			74,520円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.3	7,020円
			84,240円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.65	8,910円
			106,920円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.75	9,450円
			113,400円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	2.05	11,070円
			132,840円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	2.1	11,340円
			136,080円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.5	13,500円
			162,000円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.8	15,120円
			181,440円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.9	15,660円
			187,920円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	3.0	16,200円
			194,400円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	3.1	16,740円
			200,880円

※表は令和元年度の保険料額